

新型コロナワクチン3回目接種 集団接種会場を開設

3回目接種スケジュール

2回目接種日	3回目接種開始日	接種券発送日	返信はがき受付期限(必着)	案内はがき発送日
令和3年5月30日まで	開始済み			
5月31日～6月16日	2月1～16日	発送済み	受け付け終了	1月25日
6月17～23日	2月17～23日		1月18日	2月3日
6月24～30日	2月24日～3月1日		1月25日	2月10日
7月1～10日	3月1～10日	1月17日	1月31日	2月16日
7月11～21日	3月11～21日	1月21日	2月8日	2月24日
7月22～28日	3月22～28日	1月25日	2月14日	3月3日

返信はがきは、65歳以上で2回目接種が令和3年5月31日～7月28日の人の接種券に同封。予約開始日は市ホームページなどでお知らせします。

市は2月1日、新型コロナワクチン3回目接種の集団接種会場を産業振興センターに開設します。武田/モデルナ社製mRNAワクチンを使用します。接種スケジュールは右下表の通り。

●返信はがきによる割り当て予約ができます。65歳以上で2回目接種を令和3年5月31日～7月28日に終えた人は、3回目の割り当て予約ができます。接種券と同封の返信はがきを返送すると、市が予約を取り、接種日時(2回目から標準8カ月後)と会場(原則2回目と同じ)の案内はがきを発送します。

●前倒し接種の予約受け付けを開始。3回目接種は2回目から標準8カ月後ですが、医療従事者などについては、

子育て支援担当など 会計年度任用職員を募集

市教委は、市立幼稚園などで勤務する会計年度任用職員の登録者を次の通り募集します。

★子育て支援担当 ▼資格Ⅱ幼稚園教員免許か保育士資格▼勤務Ⅱ週5日①30時間②20時間▼月給Ⅱ①16万6千400円②10万3千200円。

★幼稚園特別支援教育補助 ▼資格Ⅱ幼稚園教員免許▼勤務Ⅱ週5日③37・5時間④30時間▼月給Ⅱ③21万400円④16万6千400円。

●児童ケースワーカー ▼資格Ⅱ社会福祉士か精神保健福祉士の資格を持ち、障がい児への相談業務などの実務経験がある▼勤務Ⅱ週5日37・5時間▼月給Ⅱ22万5千400円。

●市役所5階の職員課にある所定の用紙(市ホームページからダウンロード)に必要な事項を書き、写真を貼って直接か郵送で〒664-8503伊丹市教育委員会事務局職員課(☎784-8084)へ。

見学受け入れ事業所

事業所	所在地
陽だまりの家(えすぶり)	荒牧南1
のびのび倶楽部	
Tryus(トリアス伊丹)	荒牧南3
デイサービスJOYトレ	
オアシス伊丹池尻	池尻6
デイサービス笑楽北伊丹	鑄物師3
医療法人晴風園 伊丹せいふう病院	鑄物師5
デイホームありがとう	奥畑2
コミュニティスタジオ 奏音(かのん)	鴻池5
グループホームこころあひ伊丹	御願家8
かわぐちデイサービス	昆陽泉町1
ウェルフェア千歳デイサービスセンター	千歳5
STEP BY STEP	西台5
アップデイサービス瑞ヶ丘	瑞ヶ丘4
南ケア・サポート・モリ	南野1
ありがとうデイサービス	南野北3
協同の苑ケイ・メゾンときめきデイサービス	森本1

●介護の職場見学を実施 見学を受け入れる事業所は右表の通り。

●訪問看護療養費助成の請求漏れに注意を 令和3年6月利用分までの伊丹市在宅重症心身障害者(児)訪問看護支援事業助成金▽伊丹市重度身体障害者(児)訪問リハビリ利用料助成

●市国保年金課 ☎784-8040 市後期医療福祉課 ☎784-8041

●生活困窮者自立支援給付金の申請は3月31日まで 生活困窮者自立支援給付金の申請期限を延長しています。再支給も可。対象などは次の通り。

【対象】総合支援資金の再貸し付けを借り終えて次の全てに該当する世帯▽求職活動を行っている▽世帯全体の月収入や金融資産の額が所定の金額以下である【支給月額】▽単身世帯Ⅱ6万円▽2人世帯Ⅱ8万円▽3人以上世帯Ⅱ10万円。いずれも最長3カ月間(再支給同)。対象者には案内文を送付しています。3月31日までに郵送(消印有効)で申請を。

●新型コロナウイルスの影響で生活が苦しい・困っているなどの相談は、市くらし相談サポートセンター(☎780-4344)、市生活支援課(☎782-8605)へ。

●市生活困窮者自立支援金専用コールセンター ☎764-5445

●1・2回目は個別医療機関で接種を 1・2回目接種は、個別医療機関で受けられます。12歳の接種券は、誕生日の属する月の翌月に送付しています。

●市新型新型コロナワクチンコールセンター ☎764-7835、市新型新型コロナワクチン接種推進班 ☎764-5870。

●STOPコロナ差別! STOP人権侵害! 新型コロナウイルス感染症に感染した人やその家族、医療従事者などへの誹謗中傷などがあつてはなりません。また、疾患などが原因でマスクを着用できない人もいます。偏見や差別的な言動はやめましょう。

●ワクチン接種は強制ではなく、本人の意思に基づき受けるものです。持病やアレルギー反応により接種しない人もいます。接種の強制や未接種の人への差別・誹謗中傷など不利益な取り扱いとなる言動はやめましょう。

●市同和・人権推進課 ☎784-8077。

●金一は2月15日までに申請を。 18歳以上市障福祉課 ☎784-8032(ファクス784-8036) 18歳未満市こども福祉課 ☎784-8127(ファクス784-8112)。

●「眼の障害」認定基準が一部改正 1月1日、障害年金の審査に用いる障害認定基準が次の通り一部改正されました。

▽視力Ⅱ「両眼の視力の和」を「良い方の眼の視力」に変更▽視野Ⅱ自動視野計に基づく障害認定基準を創設など。

詳しくは、日本年金機構ホームページで確認を。

●岡崎年金事務所 ☎06-6482-4591。

●文化財防火デー 1月26日は、「第68回文化財防火デー」です。「文化財防火デー」の制定は、昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂が炎上し、壁画が焼損したことに基づいています。

この事件は国民に強い衝撃を与え、火災などの災害による文化財保護の危機を憂慮する世論が高まりました。翌年に文化財保護の統括的法律として文化財保護法が制定されました。

29年11月3日に法隆寺金堂の修理事業が竣工し、文化財保護の日として定められました。

本市にはたくさん歴史遺産や文化財があります。日頃から防災意識を持ち、住んでいる地域への愛着・関心の高まりにつながることを期待します。

●市教委社会教育課文化財担当 ☎784-8090。

●消防訓練を実施 市消防局は、「文化財防火デー」に合わせ、県指定文化財のある昆陽寺や猪名野神社など市内4カ所で消防訓練を実施します。

●市消防局予防課 ☎783-0799。

●市国保年金課 ☎784-8040 市後期医療福祉課 ☎784-8041

●生活困窮者自立支援給付金の申請は3月31日まで 生活困窮者自立支援給付金の申請期限を延長しています。再支給も可。対象などは次の通り。

【対象】総合支援資金の再貸し付けを借り終えて次の全てに該当する世帯▽求職活動を行っている▽世帯全体の月収入や金融資産の額が所定の金額以下である【支給月額】▽単身世帯Ⅱ6万円▽2人世帯Ⅱ8万円▽3人以上世帯Ⅱ10万円。いずれも最長3カ月間(再支給同)。対象者には案内文を送付しています。3月31日までに郵送(消印有効)で申請を。

注意しましょう 野鳥との接し方

県内で鳥インフルエンザの発生が確認されています。鳥インフルエンザは、野鳥観察などの通常の接し方では人に感染しないと考えられているため、過度の心配は不要です。

ただし、野鳥はさまざまな細菌や寄生虫を持っているため、次の点に注意しましょう。

- ▷野鳥には素手で触れない▷野鳥のふんに触れた場合は、丁寧に手を洗う▷野鳥のふんが靴の裏につかないよう、近づき過ぎない▷野鳥を追いかけたり捕まえたりしない▷野鳥との接触を避けるため、えさを与えない▷飼育している鳥を野鳥と接触させない。

市農業政策課 ☎784-8050

伊丹の広場

文化財防火デー

1月26日は、「第68回文化財防火デー」です。「文化財防火デー」の制定は、昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂が炎上し、壁画が焼損したことに基づいています。

この事件は国民に強い衝撃を与え、火災などの災害による文化財保護の危機を憂慮する世論が高まりました。翌年に文化財保護の統括的法律として文化財保護法が制定されました。

29年11月3日に法隆寺金堂の修理事業が竣工し、文化財保護の日として定められました。

本市にはたくさん歴史遺産や文化財があります。日頃から防災意識を持ち、住んでいる地域への愛着・関心の高まりにつながることを期待します。

●市教委社会教育課文化財担当 ☎784-8090。

●消防訓練を実施 市消防局は、「文化財防火デー」に合わせ、県指定文化財のある昆陽寺や猪名野神社など市内4カ所で消防訓練を実施します。

●市消防局予防課 ☎783-0799。

伊丹の広場

文化財防火デー

1月26日は、「第68回文化財防火デー」です。「文化財防火デー」の制定は、昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂が炎上し、壁画が焼損したことに基づいています。

この事件は国民に強い衝撃を与え、火災などの災害による文化財保護の危機を憂慮する世論が高まりました。翌年に文化財保護の統括的法律として文化財保護法が制定されました。

29年11月3日に法隆寺金堂の修理事業が竣工し、文化財保護の日として定められました。

本市にはたくさん歴史遺産や文化財があります。日頃から防災意識を持ち、住んでいる地域への愛着・関心の高まりにつながることを期待します。

●市教委社会教育課文化財担当 ☎784-8090。

●消防訓練を実施 市消防局は、「文化財防火デー」に合わせ、県指定文化財のある昆陽寺や猪名野神社など市内4カ所で消防訓練を実施します。

●市消防局予防課 ☎783-0799。